

(議案その二)

令和四年十一月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和4年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

第124号議案	個人情報保護に関する法律施行条例	1
第125号議案	島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例	6
第126号議案	島根県情報公開・個人情報保護審査会条例	8
第127号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例	16
第128号議案	島根県県税条例の一部を改正する条例	33
第129号議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	34
第130号議案	島根県犯罪被害者等支援条例	36

## 第124号議案

### 個人情報の保護に関する法律施行条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

#### (個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項

を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
  - (1) 県の職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県職員等」という。）又は県職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
  - (2) 犯罪の捜査に関する事務
  - (3) その他規則で定める事務
- 5 第1項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項第5号の記録項目の一部、同項第6号に掲げる事項若しくは同項第7号の規則で定める事項の一部を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部、事項若しくは規則で定める事項の一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。
- 6 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

（法第78条第2項の条例で定める情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条第2号ただし書ウに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（費用負担）

第5条 法第87条第1項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示請求に係る手数料）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料と

する。

( 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 )

第 7 条 法第119条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額 ( 当該委託をする場合に限る。 )

2 法第119条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条 ( 法第118条第 2 項において準用する場合を含む。 ) の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円  
( 審査会への諮問 )

第 8 条 実施機関 ( 県が設立した地方独立行政法人を除く。 ) は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会条例 ( 令和 年島根県条例第 号 ) 第 1 条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則 ( 平成26年特定個人情報保護委員会規則第 1 号 ) 第 7 条第 4 項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について審議する場合

( 運用状況の公表 )

第 9 条 実施機関は、毎年 1 回法及びこの条例の運用状況について公表するもの

とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(島根県個人情報保護条例の廃止)

2 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第9条、第9条の2第3項及び第10条第3項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号及び附則第5項第1号において同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から公の施設の管理を行わせることとされた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者が行う業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において旧実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第11条、第24条第1項、第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による請求がされた場合に

おける旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正等及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（公文書（島根県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を含む個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。

## 第125号議案

島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第39条」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(7) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第12条第1項中「起算して15日」を「30日」に改める。

第13条中「起算して45日」を「60日」に改める。

第20条第1項中「島根県情報公開審査会」を「島根県情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年島根県条例第 号)第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第22条から第31条までを次のように改める。

第22条から第31条まで 削除

第40条を削る。

(島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年島根県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)第



2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第18条第1項中「起算して15日」を「30日」に改める。

第19条中「起算して45日」を「60日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県情報公開条例又は島根県公文書等の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に到達した公開請求又は利用請求について適用し、同日前に到達した公開請求又は利用請求については、なお従前の例による。

## 第126号議案

### 島根県情報公開・個人情報保護審査会条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設置及び組織（第3条 第7条）

第3章 審査会の調査審議等（第8条 第15条）

第4章 雑則（第16条）

第5章 罰則（第17条・第18条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、島根県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）
- (2) 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。）第23条第1項の規定により審査会に諮問をした知事
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和年島根県条例第 号。以下「施行条例」という。）第2条第2項に規定する

実施機関をいう。)

(4) 島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和 年島根県条例第 号。以下「県議会個人情報保護条例」という。)第46条の規定により審査会に諮問をした議会

2 この条例において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る公文書(情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。

3 この条例において「特定歴史公文書等」とは、公文書管理条例第18条第1項に規定する利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る特定歴史公文書等(公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。)をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)

(2) 県議会個人情報保護条例第21条第4号、第36条第1項若しくは第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は県議会個人情報保護条例第19条第2項、第32条第2項若しくは第39条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報(県議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)

## 第2章 設置及び組織

(設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、審査会を置く。

(1) 情報公開制度に関する重要な事項について、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

(2) 情報公開条例第20条第1項の規定により諮問された事項について調査審議

すること。

- (3) 公文書等（公文書管理条例第2条第5項に規定する公文書等をいう。）の管理に関する重要な事項について、公文書管理条例第2条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
- (4) 公文書管理条例第23条第1項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (5) 公文書管理条例第27条第2項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (6) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく機関として、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問された事項及び県議会個人情報保護条例第46条の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (7) 施行条例第8条及び県議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (8) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、同法第30条の40第1項に規定する都道府県の審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

（組織）

第4条 審査会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第7条 審査会は、第3条各号に掲げる事務を行うため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、3人以上とし、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

### 第3章 審査会の調査審議等

(審査会の調査権限)

第8条 審査会(前条第1項の規定により部会を置く場合にあっては、部会を含む。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書、特定歴史公文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開、特定歴史公文書等の利用、又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書若しくは特定歴史公文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された公文書、特定歴史公文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第12条 審査会は、第8条第3項、第4項若しくは第10条の規定による意見書若しくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは

同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第13条 第3条第2号、第4号又は第6号の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

（資料の提出等の求め）

第14条 審査会は、第3条第1号、第3号、第5号、第7号又は第8号に掲げる事務を行うため必要があると認める場合には、知事その他の実施機関に対し、資料の提出、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（答申の送付等）

第15条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人



及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

#### 第4章 雑則

##### (委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

##### (罰則)

第17条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第18条 前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 年島根県条例第 号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第22条第1項の規定により県に置かれた島根県情報公開審査会及び施行条例附則第2項の規定による廃止前の島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第36条第1項の規定により県に置かれた島根県個人情報保護審査会（以下これらを「旧審査会」という。）の委員に任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第5条第1項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第22条第6項及び旧個人情報保護条例第36条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはなら



ない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 4 施行日前に、旧情報公開条例第20条第1項、旧個人情報保護条例第34条第1項又は附則第10項の規定による改正前の公文書管理条例第23条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧情報公開条例及び旧個人情報保護条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報保護条例に規定する旧個人情報の開示、訂正等及び利用停止の請求に係る審査請求については、審査会において調査審議するものとする。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する旧情報公開条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前項の規定は、県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。  
(住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 9 住民基本台帳法施行条例(平成14年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第6条中「島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)第36条第1項に規定する島根県個人情報保護審査会」を「島根県情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年島根県条例第 号)第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

- 10 島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年島根県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「情報公開条例第22条に規定する島根県情報公開審査会」を「島根県情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年島根県条例第 号)第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第127号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表3の項第3号を削る。

別表64の4の項第1号及び第2号を次のように改める。

<p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</p>	
<p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p>	
<p>イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する</p>

	<p>登録住宅性能 評価機関が作 成した法第54 条第1項各号 に掲げる基準 (以下この号 において「認 定基準」とい う。)に適合 していること を示す書類又 は知事の定め るその他の図 書をいう。以 下この号及び 次号において 同じ。)の提 出がある場合 にあつては、 5,000円)</p>
<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル 以上のもの</p>	<p>38,000円(住 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあつ ては、5,000 円)</p>
<p>イ 非住宅建築物(建築物エネルギー消</p>	<p>非住宅建築物</p>

費性能基準等を定める省令（平成28年  
経済産業省  
令第1号。以下この号及び  
国土交通省  
次号において「省令」という。）第1  
条第1項第1号に規定する非住宅建築  
物をいう。以下この号及び次号におい  
て同じ。）共同住宅等（共同住宅、  
長屋その他の一戸建ての住宅以外の住  
宅で、非住宅部分（建築物のエネル  
ギー消費性能の向上に関する法律（平  
成27年法律第53号。以下この号及び次  
号において「建築物省エネ法」とい  
う。）第11条第1項に規定する非住宅  
部分をいう。以下この号及び次号にお  
いて同じ。）を有しないものをいう。  
以下この項において同じ。）又は複合  
建築物（省令第1条第1項第1号に規  
定する複合建築物をいう。以下この号  
及び次号において同じ。）に係る計画  
の認定を受けようとする場合

又は複合建築  
物（非住宅部  
分に限って計  
画の認定を受  
けようとする  
場合に限  
る。）にあっ  
てはア又はイ  
に規定する手  
数料の額、共  
同住宅等又は  
複合建築物  
（住宅部分  
（建築物省エ  
ネ法第11条第  
1項に規定す  
る住宅部分を  
いう。以下こ  
の号及び次号  
において同  
じ。）に限っ  
て計画の認定  
を受けようと  
する場合に限  
る。）にあっ  
てはウに規定  
する手数料の

額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(ア) 当該建築物の非住宅部分について  
省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)  
の基準並びに同号ただし書に規定する  
方法（次号において「誘導標準入力  
法等基準」という。）を用いて評価  
を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの

225,000円（非  
住宅基準適合  
証（建築物省  
エネ法第15条

第1項の登録  
建築物エネルギー消費性能  
判定機関が作成した認定基  
準に適合していることを示  
す書類をいう。以下この  
号及び次号において同じ。  
)の提出がある場合に  
あっては、  
10,000円)

b 非住宅部分の床面積の合計が  
300平方メートル以上1,000平方  
メートル未満のもの

277,000円(非  
住宅基準適合  
証の提出があ  
る場合にあって  
は、16,000  
円)

c 非住宅部分の床面積の合計が  
1,000平方メートル以上2,000平方  
メートル未満のもの

358,000円(非  
住宅基準適合  
証の提出があ  
る場合にあって  
は、26,000  
円)

d 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	510,000円(非 住宅基準適合 証の提出があ る場合にあっ ては、78,000 円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	629,000円(非 住宅基準適合 証の提出があ る場合にあっ ては、124,000 円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	731,000円(非 住宅基準適合 証の提出があ る場合にあっ ては、154,000 円)
g 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	834,000円(非 住宅基準適合 証の提出があ る場合にあっ ては、192,000 円)

(イ) 当該建築物の非住宅部分について  
省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)  
の基準(次号において「誘導モデル

建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

- |  |   |
|--|---|
| a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                | 86,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)  |
| b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの   | 108,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円) |
| c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 142,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円) |
| d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 230,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円) |
| e 非住宅部分の床面積の合計が                              | 300,000円(非                              |



5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円)

f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
355,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円)

g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの  
416,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円)

(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
67,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メー  
住宅基準適合証

<p>トル未満のもの</p>	<p>等の提出がある場合にあっては、20,000円)</p>
<p>c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>194,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)</p>
<p>d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>269,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)</p>
<p>(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者</p>	
<p>ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	
<p>ア) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合</p>

<p>(イ) 計画の変更に係る床面積の合計が 200平方メートル以上のもの</p>	<p>にあつては、 3,000円) 19,000円(変 更後の計画に 係る住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあつては、 3,000円)</p>
<p>イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合 建築物に係る計画の変更の認定を受け ようとする場合</p>	<p>非住宅建築物 又は複合建築 物(非住宅部 分に限って計 画の変更の認 定を受けよう とする場合に 限る。)に あつては、 又は は(イ)に規定す る手数料の 額、共同住宅 等又は複合建 築物(住宅部 分に限って計 画の変更の認 定を受けよう とする場合に</p>

限る。)に  
あっては(ウ)に  
規定する手数料の額、複合  
建築物(非住  
宅部分に限っ  
て計画の変更  
の認定を受け  
ようとする場  
合及び住宅部  
分に限って計  
画の変更の認  
定を受けよう  
とする場合を  
除く。)に  
あっては(ア)又  
は(イ)及び(ウ)に  
規定する区分  
に応じ、それ  
ぞれ当該手数  
料を合算した  
額

(ア) 当該建築物の非住宅部分について  
誘導標準入力法等基準を用いて評価  
を行う場合

a 非住宅部分の計画の変更に係る  
部分(床面積の増加に係る部分を

225,000円(変  
更後の計画に

除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)

277,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)

358,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)

510,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、

	78,000円)
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	629,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円)
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	731,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円)
g 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	834,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方	86,000円(変更後の計画に

メートル未満のもの

係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、  
10,000円)

b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

108,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、  
16,000円)

c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

142,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、  
26,000円)

d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

230,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、  
78,000円)

e 非住宅部分の計画の変更に係る

300,000円(変

部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、  
124,000円)

f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

355,000円(更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、  
154,000円)

g 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

416,000円(更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、  
192,000円)

(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合

a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

67,000円(更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合



	にあっては、 10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 20,000円)
c 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 45,000円)
d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 77,000円)

別表64の5の項第7号ア㊦中「(住戸の部分)」を「(住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。))」に、「及び住戸の部分」を「及び住宅部分」に改め、同号ア㊦c中「(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。)(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に

あつては、住戸の部分。以下この号、次号及び第10号において同じ。 ) 」を削り、同項第 8 号アア中「住戸の部分」を「住宅部分」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 の項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 別表 3 の項の改正規定の施行の前にした一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 第128号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に改める。

第50条第1項各号列記以外の部分中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に改め、同項第1号中「第7条、第12条、第13条、第15条、第15条の2又は第16条」を「第7条第1項、第12条第1項又は第13条第1項」に改め、同項第2号中「第67条」を「第67条第1項」に、「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に交付され、又は返付された自動車検査証の記載事項の変更を申請したときにおけるこの条例による改正後の島根県県税条例第50条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「自動車検査証記録事項」とあるのは「自動車検査証の記載事項」と、同項第2号中「道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証記録事項」とあるのは「道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）による改正前の道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記載事項」とする。

## 第129号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第35号右欄中「松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町」を「各市町村」に改め、同表第36号左欄の(13)中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改め、同欄中(13)を(14)とし、同欄の(12)中「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に、「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄中(12)を(13)とし、(8)から(11)までを(9)から(12)までとし、(7)を削り、(6)を(8)とし、同欄の(5)中「第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項」を「第9条第3項及び第10条第4項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同欄中(5)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7) 法第8条第2項又は第3項の規定による現有旅券の返納の受理

第2条の表第36号左欄の(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認

第2条の表第38号左欄の(20)中「第14条第4項又は第5項」を「第14条第3項又は第4項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の表第38号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の表第36号の改正規定及び次項の規定 令和5年3月27日

(3) 第2条の表第35号の改正規定及び附則第3項の規定 令和5年4月1日

（経過措置）

- 2 前項第 2 号に掲げる改正規定の施行の日前にされた一般旅券の査証欄の増補の申請に係る交付については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 項第 3 号に掲げる改正規定の施行の際特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 35 号左欄に掲げる事務で同日以後においては奥出雲町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以降における同法の適用については、それぞれ奥出雲町長のした処分その他の行為又は奥出雲町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

## 第130号議案

### 島根県犯罪被害者等支援条例

#### 目次

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 支援体制等（第8条 第10条）

第3章 基本的施策（第11条 第22条）

#### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組及び犯罪被害者等に対する社会全体の理解を深め、配慮を促進するための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として推進するものとする。

2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(次条から第7条までにおいて単に「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害を生じさせること及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯

罪被害人等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害人等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害人等支援を推進するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 支援体制等

(支援体制の整備)

第8条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害人等支援に係るものと連携し、及び相互に協力して犯罪被害人等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、犯罪被害人等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援計画の策定)

第9条 県は、犯罪被害人等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下この条において「支援計画」という。)を策定するものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害人等支援に関する基本的な方針
- (2) 犯罪被害人等支援に関する具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害人等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を策定するに当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、支援計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。



( 財政上の措置 )

第10条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

( 相談、情報の提供等 )

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 損害賠償の請求についての支援 )

第12条 県は、犯罪等の被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 経済的負担の軽減 )

第13条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 )

第14条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、安心して暮らすことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 安全の確保 )

第15条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 居住の安定 )

第16条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特

別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(刑事手続参加のための情報提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるようにするため、刑事手続に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための職員の訓練及び啓発、犯罪被害者等支援に関する専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解促進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第21条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援体制の構築)

第22条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が必要な犯罪被害者等支援を

受けることができるようにするため、国、県、市町村、民間支援団体その他関係機関等による緊急支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

2 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成18年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

目次中	「第6章 犯罪被害者等に対する支援等(第25条) 第7章 雑則(第26条)	」	「第6章 雑 を 附則
-----	--	---	-------------------

則(第25条)に改める。

」

第10条第2項第2号中才を削り、力を才とする。

第6章を削る。

第7章中第26条を第25条とする。

第7章を第6章とする。